

職業訓練指導員免許の取得方法

1 次のいずれかに該当する者は、都道府県知事への申請により職業訓練指導員免許の交付を受けることが可能です。

- 1 職業能力開発総合大学校の指導員養成訓練の長期養成課程、短期養成課程又は職種転換課程を修了した者
(※短期養成課程においては、専門課程の高度職業訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者)
- 2 免許職種に関する学科を修めた者で、高等学校の教員免許状を有する者

2 次のいずれかに該当する者は、職業訓練指導員試験に合格すれば、都道府県知事への申請により職業訓練指導員免許の交付を受けることが可能です。

受 験 資 格 (主なもの)		実務経験 年 数	免 除 の 範 囲			
			実 技	学 科		指 導 方 法
				系基礎 学 科	専 攻 学 科	
学 校 教 育	●大学卒業	1年以上	○	○		
	●短期大学卒業	2年以上				
	●高等専門学校卒業	2年以上	○	○		
	●職業課程の高等学校卒業	3年以上				
	普通課程の高等学校以上の卒業 中学校卒業 (実務のみの経験者)	5年以上 8年以上				
職 業 訓 練	長期課程の指導員訓練修了	1年以上				
	●応用課程の高度職業訓練修了	0 年	○	○		
	●専門課程の高度職業訓練修了	1年以上	○	○		
	●普通課程の普通職業訓練修了	2年以上				
	●専修訓練課程の普通職業訓練修了	3年以上				
●短期課程の普通職業訓練 (700時間以上) 修了	3年以上					
厚 指 生 定 勞 働 大 学 が 校	●専門課程 (2年) の専修学校卒業	3年以上				
	●専門課程 (3年) の専修学校卒業	2年以上				
	●高等課程若しくは一般課程 (2年) の専修学校又は各種学校 (2年) 卒業	4年以上				
	●高等課程若しくは一般課程 (3年) の専修学校又は各種学校 (3年) 卒業	3年以上				
免許職種に関し職業訓練指導員試験において実技試験の合格者		—	○			
免許職種に関し職業訓練指導員試験において学科試験の合格者		—	○	○	○	
免許職種に関し技能検定1級又は単一等級合格者 (バルコニー施工、電子回路接続は除く)		—	○	○		
免許職種に関し技能検定2級合格者		—	○			
他職種の職業訓練指導員免許の交付を受けた者		—			○	
免許職種に関し職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者		—	○			
免許職種に関し職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の専攻学科に合格した者		—		○		
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法の合格者		—			○	

(注1) ●印は免許職種に関する学科を履修していることが必要です。

(注2) ○印は免除される範囲です。

(注3) 実務経験年数は、現場において、直接免許職種に関する職務に従事したことのみならず管理監督、訓練及び研究の業務が含まれます。

(注4) 職業訓練指導員試験を実施していない都道府県もあります (石川県は不実施)。

(注) 「職業訓練指導員試験」は免許を取得するための試験であり、
「職業訓練指導員採用試験」とは異なります。

3 次のいずれかに該当する者は、厚生労働大臣の指定する講習（以下「48時間講習」という。）を修了したのち、都道府県知事への申請により職業訓練指導員免許の交付を受けることが可能です。

- ・ 1級または単一等級技能検定の合格者
- ・ 学校教育法による大学の関連学科を修めて卒業した者で、その後当該職種に関し2年以上の実務の経験を有する者
- ・ 学校教育法による短期大学または高等専門学校に関連学科を修めて卒業した者で、その後当該職種に関し4年以上の実務の経験を有する者
- ・ 応用課程の養成訓練の技能照査合格者で、その後当該免許職種に関し1年以上の実務の経験を有する者
- ・ 専門課程の養成訓練の技能照査合格者で、その後当該職種に関し3年以上の実務の経験を有する者
- ・ 専門課程の養成訓練の修了者で、その後当該職種に関し4年以上の実務の経験を有する者
- ・ 普通課程の養成訓練の技能照査合格者で、その後当該職種に関し6年以上の実務の経験を有する者
- ・ 普通課程の養成訓練の修了者で、その後当該職種に関し7年以上の実務の経験を有する者
- ・ 短期課程の普通職業訓練（旧法の職業転換課程の能力再開発訓練を含む。）700時間以上の修了者で、その後当該職種に関し10年以上の実務の経験を有する者
- ・ 専修訓練課程の養成訓練修了者で、その後当該職種に関し10年以上の実務の経験を有する者
- ・ 外国の学校であって学校教育法による大学と同等以上と認められるものにおいて関連学科を修めて卒業した者で、その後当該職種に関し2年以上の実務の経験を有する者
- ・ 旧法の認定職業訓練（3年）または技能者養成の修了者で、その後当該職種に関し7年以上の実務の経験を有する者
- ・ 学校教育法による高等学校の関連学科を修めて卒業した者で、その後当該職種に関し7年以上の実務の経験を有する者
- ・ 旧法の職業訓練（2年・3600時間）、旧法の認定職業訓練（2年）修了者で、その後当該職種に関し8年以上の実務の経験を有する者
- ・ 旧法の職業訓練（1年・1800時間）、または公共職業補導所の職業補導（1年・1824時間）の修了者で、その後当該職種に関し10年以上の実務の経験を有する者
- ・ 旧法施行前の失業保険法の職業訓練（1年・1824時間）の修了者で、その後当該職種に関し10年以上の実務の経験を有する者
- ・ 昭和53年改正規則以前の特別高等訓練課程の技能照査合格者で、その後当該職種に関し3年以上の実務の経験を有する者
- ・ 昭和53年改正規則以前の特別高等訓練課程の養成訓練修了者で、その後当該職種に関し4年以上の実務の経験を有する者
- ・ 昭和53年改正規則以前の高等訓練課程の養成訓練の技能照査合格者で、その後当該職種に関し6年以上の実務の経験を有する者
- ・ 昭和53年改正規則以前の高等訓練課程の養成訓練修了者で、その後当該職種に関し7年以上の実務の経験を有する者
- ・ 昭和53年改正規則以前の専修訓練課程の養成訓練修了者で、その後当該職種に関し10年以上の実務の経験を有する者
- ・ 厚生労働省職業能力開発局長が前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認める者

(注) 48時間講習とは、職業訓練指導員に必要な指導方法に関する能力を付与するために行う講習で、各都道府県職業能力開発協会が実施しています。

※ 「交付を受けることが可能です」とは、次の各号に該当しないことをいいます。

- 一 心身の故障により職業訓練指導員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者
- 三 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

職業訓練指導員免許の取得方法についてのお問い合わせは下記へお願いします。

石川県商工労働部労働企画課 076-225-1533